

久慈市に引越し（転入）された方へ

※※転入に伴って、いろいろな手続きがあります※※

手続きが必要な方		必要なもの	手続き窓口	
マイナンバーカード、住基カードをお持ちの方		☐ マイナンバーカード、住基カード	市民課	③登録窓口
マイナンバーカード、住基カードで公的個人認証登録をしている方 (引き続きサービスを利用したい場合)		☐ マイナンバーカード、住基カード		
厚生年金・共済年金資格喪失届未済の方		☐ 本人確認書類(運転免許証等) ☐ 厚生・共済年金資格喪失証明書 ☐ マイナンバーか年金番号が確認できる書類		
国民年金加入者		☐ 本人確認書類(運転免許証等) ☐ マイナンバーか年金番号が確認できる書類		
国民健康保険に加入の方		☐ 本人確認書類(運転免許証等)		
子ども医療を受けられる方		☐ 本人確認書類(運転免許証等) ☐ 印鑑 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 通帳 ☐ 保護者(父母)のマイナンバーが確認できる書類		
妊産婦医療を受けられる方		☐ 本人確認書類(運転免許証等) ☐ 印鑑 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 通帳 ☐ 母子手帳 ☐ 本人、配偶者のマイナンバーが確認できる書類		
ひとり親医療を受けられる方		☐ 本人確認書類(運転免許証等) ☐ 印鑑 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 通帳 ☐ 保護者(親)、同居者のマイナンバーが確認できる書類		
重度障害者医療を受けられる方		☐ 本人確認書類(運転免許証等) ☐ 印鑑 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 通帳 ☐ 障害の等級がわかる書類 ☐ 本人、保護者、同居者のマイナンバーが確認できる書類		
後期高齢者医療を受けている方		☐ 本人確認書類(運転免許証等)		
身体障害者手帳をお持ちの方		☐ 身体障害者手帳 ☐ マイナンバーが確認できる書類	市民課	④国保窓口
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		☐ マイナンバーが確認できる書類		
療育手帳をお持ちの方		☐ 療育手帳 ☐ マイナンバーが確認できる書類		
自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方		※ ケースによって異なりますので、窓口で説明を受けてください。		
障害児福祉手当を受けている方				
特別障害者手当を受けている方				
特別児童扶養手当を受けている方				
小中学校に転入学する子がいる方		転入届の手続きがあります。	教育委員会 3階	
原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車をお持ちの方	定置住所の変更	☐ 所有者(届出人)の本人確認書類 ☐ ナンバープレート(他市区町村交付分) ☐ 標識交付証明書(他市区町村発行分)	市民課	⑤税務課
納税通知を住民登録以外の住所へ送付して欲しい方		☐ 送付先住所の分かるもの		

裏面に続きます 

手続きが必要な方		必要なもの	手続き窓口
住民税や国保税等を口座引落しにしたい方		☐ 預金通帳又は口座番号がわかるもの ☐ 通帳の印鑑	⑤(奥) 収納課
予防接種予診票が必要な方 (7歳6ヶ月未満のお子さん)		☐ 母子健康手帳 ☐ 本人確認ができるもの (運転免許証など) ☐ お子さんのマイナンバーがわかるもの	元気の泉 子育て世代包括支援センター 保健推進課 (0194) 61-3315 (0194) 66-8288 (0194) 52-2169 (0194) 66-8282 久慈広域連合 (0194) 61-3355 又は 地域包括支援センター (0194) 61-1112
乳幼児健診問診票が必要な方(要予約) (予約電話受付時間 8:30~17:15) (受付時間9:00~16:00)		☐ 母子健康手帳 ☐ 保護者の本人確認ができるもの (運転免許証など)	
妊娠されている方(要予約) (予約電話受付時間 8:30~17:15) (受付時間9:00~16:00) 妊婦一般健康診査受診票等を発行します。		☐ 母子健康手帳 ☐ 本人確認ができるもの (運転免許証など)	
国の出産・子育て応援給付金 他市町村において未申請の方(要予約) (予約電話受付時間 8:30~17:15) (受付時間9:00~16:00)		☐ 母子健康手帳 ☐ 申請者名義の通帳 ☐ 申請者の本人確認ができるもの (運転免許証など) ☐ 訂正に係る印鑑	
児童手当を受けている方 (転入日の翌日から15日以内の手続きが必要です。勤務先で支給を受けている方は、勤務先での手続きとなります。)		☐ 保護者のマイナンバーが分かる書類 ☐ 健康保険被保険者証(共済組合の方のみ) ☐ 通帳	
子の保育所への入所を希望する方		☐ 保護者、児童、同居者のマイナンバーが分かる書類	
児童扶養手当		☐ 受給者、児童、同居者のマイナンバーが分かる書類 ☐ 通帳	
前住所地で要支援・要介護認定を受けている方 (要介護認定を引き継ぐためには転入日から14日以内に手続きが必要になります。) ※手続きが必要ないケースもありますので、電話等でお問合せください。		☐ 前住所地発行の介護保険受給資格証明書 ☐ 被保険者の本人確認書類 ☐ 申請者の本人確認書類 ☐ 印鑑	
水道の使用開始		3営業日前までにお電話で受付	上下水道部 (0194) 52-2189
軽自四輪、軽二輪 (126cc~250cc)をお持ちの方	定置住所の変更	必要書類等は下記にお問い合わせください 軽自動車検査協会 岩手事務所 050-3816-1833 【代行】 自家用自動車協会久慈支部 0194-53-3358	
二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)をお持ちの方		必要書類等は下記にお問い合わせください 東北運輸局 岩手運輸支局 050-5540-2010 【代行】 自家用自動車協会久慈支部 0194-53-3358	